

## V 日本大学大学院薬学研究科学位（博士）申請論文審査に関する内規

平成	8年	7月	11日	制定
平成	8年	4月	1日	施行
平成	10年	2月	19日	改正
平成	10年	4月	1日	施行
平成	17年	3月	10日	改正
平成	17年	4月	1日	施行
平成	20年	2月	21日	改正
平成	20年	4月	1日	施行
平成	23年	11月	17日	改正
平成	24年	4月	1日	施行
平成	27年	12月	17日	改正
平成	28年	4月	1日	施行

(準 拠)

第1条 日本大学大学院及び日本大学学位規程により、薬学研究科における学位論文（以下「論文」という）の審査に関し必要な事項を定める。

### 第1章 課 程 博 士

(論文の提出要件)

第2条 博士課程修了により博士の学位を申請しようとする者は、次の要件を充足していなければならない。

- ① 指導教授の承認を得ていること
- ② 主論文の基礎となる一連の原著論文が1編以上あること

ただし、

- (1) 審査委員会のある学術誌に公表（掲載受理を含む）したものであること
- (2) 筆頭著者（First Author）であること
- (3) 英文であること
- (4) 共著を含む場合は、すべての共著者の同意があること（承諾書提出）

(論文予備審査の申込み)

第3条 論文の予備審査を申込みの場合は、論文予備審査申込書（別紙様式1）及び「論文要旨」を提出しなければならない。

2 研究科長は、論文予備審査申込書を受理した場合、その「論文要旨」を本研究科分科委員会

(以下「分科委員会」という) 委員に配布し、査読を依頼するものとする。

3 研究科長は、前項による論文予備審査申込書を受理した場合、論文発表会を開催する。

(論文の予備審査)

第4条 分科委員会は、論文発表終了後1週間以内に論文審査開始の可否を判定し、審査申込者に結果を通知する。

2 分科委員会は、前項の判定に当たり、指導教授による研究内容の説明を求めることができる。

3 分科委員会は、前項1により審査開始を「可」とした場合、直ちに審査委員(主査1名、副査2名)を選出する。

(論文審査の申請)

第5条 前条の予備審査において「可」とされた者は、規定による「博士論文審査の申請」をすることができる。ただし、論文審査申請書(別紙様式2)に加え、規定の原著論文について、次のとおり提出しなければならない。

① 原著論文が掲載されたものである場合は、その別刷(4部)

② 原著論文が未掲載である場合は、その受理証明書

③ 原著論文が共著の場合は、すべての共著者の承諾書

(論文審査の申請時期)

第6条 前条の論文審査の申請は、論文の予備審査終了後2週間以内に行わなければならない。ただし、特別な事由のあるときは、分科委員会の議を経て研究科長はこれを受理することができる。

2 前項に定める申請期限内に論文審査の申請を行わなかった者が論文審査を希望する場合は、在籍期間を延長して申請しなければならない。

(論文の最終審査)

第7条 審査委員は、論文審査の申請後1か月以内に論文の審査及び最終試験確認を終え、分科委員会に結果を提出するものとする。

2 分科委員会は、前項の報告と発表会の内容に基づき、投票により学位授与の可否を判定する。ただし、委員会は委任状出席者を除いた構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席委員の3分の2以上の賛成で「可」とする。

3 分科委員会は、学位授与の可否の判定に当たっては、必要により学外の専門家に意見を求めることができる。

(学位授与の時期)

第8条 研究科長は、前項2項の審査結果を速やかに学長に内申を行う。

2 学位授与の日付は、学位記交付式の日とする。ただし、第6条1項ただし書による場合を含む。